

## 奈良県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 馬場 吉秋 大和郡山市城北町五―一九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 馬場 秀樹 大和郡山市城北町五―六